

●「七尾市くらしのガイド」
訂正のお知らせ

掲載内容に次の誤りがありましたので、お手数ですが訂正くださるようお願いいたします。

43ページ 七尾市小丸山テニスコート
電話番号 誤53-9277 ↓ 正53-4242

43ページ 七尾市小丸山ゲートボール場
電話番号 誤53-9277 ↓ 正53-4242

●「市役所」
年末の窓口業務のお知らせ

七尾市役所本庁における市民課および税務課、介護医療課、子育て支援課での窓口業務（各種証明書の発行・税金収納・医療費申請業務等）についてお知らせします。

☆支所では行っておりません。

12月29日（水） 8:30～15:00

12月30日（木） 8:30～15:00

☆1月1日～3日まで休みます。



友好町村である新潟県広神村（11月1日に魚沼市と合併）へ能登島地区の方々より義援金および義援物資が送られました。

●義援金（11月15日現在）

☆能登島支所・各種団体等から広神村へ
1,312,102円

☆能登島小学校から
広神東小学校、広神西小学校へ
各40,015円（計80,030円）

☆能登島中学校から
広神中学校へ
63,566円

●義援物資（11月15日現在）

タオル、カップ麺、カイロ、寝袋、毛布など

また、市民のみなさまのご協力を得まして、新潟県へ義援金および義援物資が送られました。ありがとうございました。

※お問い合わせ先

本庁 市民課	☎53-8417
本庁 税務課	☎53-8414
本庁 介護医療課	☎53-8420
本庁 子育て支援課	☎53-8419

●平成17年度

固定資産税（償却資産）
の申告について

固定資産税の課税対象である償却資産（事業用の機械、構築物、備品、工具など）を七尾市内に所有している法人または、個人の方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告することが義務付けられています。該当する方は、期限内に申告してください。

なお、平成17年度の固定資産税は合併特例法第10条の規定による不均一課税を実施いたします。つきましては、資産の所在地（単位・旧市町）で税率が異なりますので、各資産に必ず所在地（旧市町）を明記してください。

申告期限 1月24日（月）

申告書発送予定 12月中旬

☆申告は、本庁および各支所の税務課窓口で受付します。また新たに申告される方で、申告書などが必要な方はご連絡ください。

※お問い合わせ先

七尾市本庁 税務課	☎53-8415
田鶴浜支所 税務課	☎68-6613
中島支所 税務課	☎66-2344
能登島支所 税務課	☎84-1111

福祉・健康

●障害者の温泉施設利用料を助成します

障害のある方が指定の温泉旅館に宿泊された場合、宿泊料金の割引を受けることができる「指定宿泊施設利用助成券」を配布しています。

対象者

- ①身体障害者手帳
 - ②療育手帳
 - ③精神障害者保健福祉手帳
- をお持ちの県内在住・在宅の方

☆重度の障害のある方の場合、介助者についても原則1名まで対象となります。

助成額 1人1回の宿泊につき3000円

※お問い合わせ先

七尾市本庁 長寿福祉課	☎53-8464
田鶴浜支所 健康福祉課	☎68-3133
中島支所 健康福祉課	☎66-2343
能登島支所 市民福祉課	☎84-1111